11月は 秋のこどもまんなか月間

―児童虐待防止・家族の世話や介護を担う児童に気付いたら一報を―

問い合わせ
児童相談所全国共通3桁ダイヤル（189）
（地域の児童相談所につながります）
家庭児童相談室（こども家庭課内）☎59-2151


こども家庭庁ホームページ

子どもへの虐待は、大きく4つに分けられますが、これらが重なって起こることも少なくありません。

虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、激しく落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる　など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、目の前で暴力をふるう（面前DV）　など
ネグレスト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気やけがを放置する　など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする　など

子育てについて不安や悩みを抱えたときは、ひとりで悩まずに相談してください。また、周囲に気になる子育て家族がいたときは、児童相談所やこども家庭課の窓口へ連絡・相談してください。緊急の場合は、警察に通報してください。

連絡は匿名で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

子育てのワンストップ窓口 市こども家庭センター

妊娠から出産、子育て期を通じて子育てに関するさまざまな情報の提供や相談に応じます。どんなことでも気軽に相談してください。

○こども家庭課　☎28-1010
○子育て支援センターどんぐりHOUSE　☎59-3500

ヤングケアラーってなに？

本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。年齢や成長段階に見合わない負担・責任を負い、日常生活に支障がでるほど長時間にわたって家族のケアをしています。ヤングケアラーを支えるためには、周囲の大人が気付くことが重要です。気付いたことがあれば、こども家庭課の窓口へ連絡してください。

作文のコンテスト 作品の展示を実施

問い合わせ
市青少年育成センター（生涯学習課内）☎28-5680

11月は「秋のこどもまんなか月間」として、さまざまな行事が全国で行われます。

市では、作文などのコンテストの表彰式や総合市民会館ロビーでの作品の展示を実施する予定です。

子どもや若者への健全育成について、地域全体で取り組んでいきましょう。

ひとり親家庭等対策総合支援事業補助金 追加募集

問い合わせ
こども家庭課　☎28-1010

子ども食堂や子どもの居場所づくりなど、地域で子どもを支える団体を補助します。

対象事業
○子どもへの食事または生活支援を行う事業
○職業体験や、屋外などでのさまざまな体験活動の提供、学習支援を行う事業
○子どもの居場所などの立ち上げや事業継続のための備品の購入

補助率　100％

補助上限額
事業ごとによって異なります。

募集期限
11月20日㈮

※詳しくは市ホームページを確認してください。


市ホームページはこちら。



子どものためにできること「里親」になりませんか

里親制度は子どもを自分の家庭に迎え入れ、一定期間育てる、子どものための制度です。

親と離れて暮らす子どもたちの生活場所の一つに里親家庭があります。子どもの成長にはいつも同じ大人がそばにいて見守ってくれることが必要です。ちょっと一緒、ときどき一緒、ずっと一緒、いろいろなカタチの関わり方があります。

里親になるためには登録が必要です。まずは気軽に相談してください。

○里親子のくらし写真展＆里親を知ろうカフェ

直接里親制度について聞くことができます。（参加無料・出入り自由）

とき　11月11日㈬
10時30分～12時30分

ところ　アゼリアおおたけ

○ちょっと聞きたい里親のコト！

お住まいの地域で、里親制度や里親のサポート体制などの講座を行います。

時　間　10分～1時間程度

申し込み
QRコードまたはメールで申し込んでください。
fostering.hiroshima@shudoin.or.jp

申し込みはこちら。

11月12日㈭▶25日㈫は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間

問い合わせ
市民課　☎59-2142

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなどの女性への暴力は重大な人権侵害です。

相談窓口	電話・SNS
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	＃8891 Cure time（SNS）
性犯罪被害相談窓口（警察）	＃8103
配偶者、交際相手からの暴力	＃8008

玖波・栗谷地区の主任児童委員が決まりました

問い合わせ
地域介護課　☎28-6226

西本　愛弓さん

特設人権相談所開設

問い合わせ
市民課　☎59-2142

人権デー（12月10日）、人権週間（12月4日～10日）にちなんで、特設人権相談所を開設します。

とき　12月5日㈯　10時～15時

ところ　総合市民会館

相談内容　暮らしの中で起こるさまざまな人権問題（家庭内、近隣間、学校、職場内など）

※相談無料。秘密は厳守されます。（予約不要）